

公 告

分任契約担当官 陸上自衛隊朝霞駐屯地
東部方面会計隊本部業務科長 石橋 一隆

下記のとおり、一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

件名	規格	予定数量	単位	履行場所	履行期間	備考
大井通信所浄化槽汲み取り役務	仕様書のとおり	80	m ³	情報本部 大井通信所	契約日 ～令和8年3月31日	

2 入札参加資格

- 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 令和07・08・09年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書を受けた者のうち、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有し「役務の提供等」が「D等級以上」に格付されている者であること。
- 該当市町村の「浄化槽清掃業」及び「し尿運搬業」の許可を有している者であり、当該許可内容が本役務の履行内容を満たしている者。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊朝霞駐屯地 東部方面会計隊本部業務科事務室
東部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsd/f/eae/kaikai/eafin/index.html>)

4 説明会及び入札の日時及び場所

- 説明会
実施しない
- 入 札
ア 日 時： 令和7年4月7日（月）10時00分
イ 場 所： 東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地 C庁舎1階 入札室

5 保証金等に関する事項

- 入札保証金：免除とする。ただし落札者が契約を締結しない場合、入札単価に予定数量を乗じた額に消費税相当額を加算した額の5/100に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- 契約保証金：免除とする。ただし落札者が契約を履行しない場合、落札単価に予定数量を乗じた額に消費税相当額を加算した額の10/100に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- 遅延賠償：遅延部分1日につき、落札単価に確定発注数量を乗じた額に消費税相当額を加算した額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

6 入札の無効

- 第2項に示した入札参加資格の無い者の入札
- 入札に関する条件に違反した者の入札
- 入札金額が明瞭でない入札
- 入札者の氏名が判別しがたい入札
- 電報、電話、FAXによる入札
- 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

7 落札決定方法

- 単価により決定する。
- 入札単価は消費税抜き価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- 落札決定にあたっては、入札書に記載された消費税抜き単価をもって落札単価とし、対価算定にあたっては、落札単価に履行確定数量を乗じた額に消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

8 契約書等の作成

- (1) 落札者は落札決定後、契約書（請書）を陸上自衛隊標準契約書の様式により遅滞なく作成し提出する。
- (2) 契約金額が50万円以上の場合は契約書を作成し、契約金額50万円未満の場合は契約書の作成を省略する。
- (3) 適用する条項
ア 基本契約条項：「役務請負契約条項」
イ 特約条項：「単価契約に関する特約条項」「談合等の不正行為に関する特約条項」「暴力団排除に関する特約条項」

9 その他

- (1) 入札参加希望者は、第2項(6)に示す条件を満たすことを証明する書類を、令和7年4月3日（木）17時00分までに提出すること。
- (2) 入札参加希望者は令和7年4月3日（木）17時00分までに下記の連絡先に一報すること。
- (3) 仕様書等の入札関係書類は、下記の連絡先にて配布する。
- (4) 第2項(5)に示す資格審査結果通知書（写）は、入札開始までに提出すること。
- (5) 入札者が代表者の代理の時は、入札時に委任状を提出すること。
- (6) 本件入札においては郵便入札を可とする。
- (7) 初度入札において郵便により参加する場合は令和7年4月4日（金）17時00分までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (8) 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
ア 日時：令和7年4月9日（水）15時00分
イ 場所：東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地 C庁舎1階入札室
- (9) 再度入札において郵便により参加する場合は令和7年4月9日（水）12時00分までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (10) 入札及び契約心得を承知の上参加すること。
- (11) 入札及び契約事項に関する問い合わせ
連絡先： 東部方面会計隊本部 業務科 契約班 担当： 中尾
TEL： 048-460-1711（内線5413） FAX： 03-3924-4312（直通）
- (12) 仕様書等に関する問い合わせ

連絡先： 大井通信所

担当： 佐藤 049-261-0022（直通）
222（内線）

仕様書番号 : 第 53 号

作成年月日 : 6. 12. 13

大井通信所浄化槽汲み取り役務

役 務 件 名	大井通信所浄化槽汲み取り役務	図面番号	1 / 4
種 別	表 紙	縮 尺	—
大 井 通 信 所			

仕 様 書

- 1 役務件名： 大井通信所浄化槽汲み取り役務
- 2 役務場所： 埼玉県ふじみ野市亀久保1696-3 大井通信所内
- 3 役務概要： 大井通信所における浄化槽の汲み取りに伴う役務を行う。
- 4 役務期間： 契約日から令和8年3月31日(火)までとするも細部については要調整
- 5 一般事項
 - (1) 共通事項
 - ア 本役務は、本仕様書による。
 - イ 通信所内への出入りについては、定められた手続きを行うと共に諸規定に従うものとする。
 - ウ 特記仕様書に疑義が生じた場合は、監督官との協議を行い、指示に従うものとする。
 - エ 役務の実施の際、施設等(官・民間問わず)に損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告すると共に請負者の責任において補償及び復旧すること。
 - オ 役務関係図書の管理
 - (ア) 請負者は、役務の一部を第三者に請け負わせようとするときは、当該下請契約書等において、役務関係図書等の適切な管理に関する規定を明確しておくものとする。
 - (イ) 役務関係図書等は、役務実施等の目的以外に第三者に対して貸与・複写又は閲覧させてはならない。
 - (ウ) 役務関係図書は、複製した物を含め役務終了後速やかに返却しなければならない。
 - (エ) 役務実施において使用する材料等は仮設材を除き全て新品を使用する。
 - (2) 役務体制等
 - ア 役務職員及び役務体制
 - (ア) 請負者は、役務責任者、役務担当者をもって役務体制を組むものとする。ただし、兼任を妨げない。
 - (イ) 役務責任者とは、契約内容の履行、役務担当者の指揮監督及び、関係部署との連絡調整業務等について統括できるものとし、請負者が官側に届け出た役務責任者をいう。
 - (ウ) 役務担当者とは、役務責任者の指揮監督に従い本役務に従事する者をいう。
 - イ 役務実施にあたっては、十分な安全対策を行い、作業員に対しては機会あるごとに、注意を喚起させる。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講じる等、安全管理を徹底させるものとする。
 - ウ 役務の実施は、予め役務に必要な実施工程表を監督官に提出し、承諾を受けて実施するものとする。
 - (3) 役務報告書等の提出
 - ア 役務の終了時に、下記の書類等を提出すること。
 - (ア) 役務報告書 1部
 - (イ) 役務写真 カラー(サービス版)とし、作業実施前・中・後及び監督官の指定する箇所を撮影すること。 1部
なお、デジタルカメラを使用する場合は監督官の承認を得ること。
 - (ウ) 計量証明書 1部

役 務 件 名	大井通信所浄化槽汲み取り役務	図面番号	2 / 4
種 別	仕 様 書	縮 尺	—
大 井 通 信 所			

6 特記事項

(1) 汲み取り施設概要

浄化槽仕様 : 接触ばっき 200人槽

(2) 汲み取り周期

年4回(期に1回予定)

(3) 汲み取り量

汚泥濃縮貯留槽	汚泥抜取り	12.00m ³
曝気型スクリーン槽	汚泥抜取り	1.00m ³
流量調整槽	汚泥抜取り	5.00m ³
消毒槽	汚泥抜取り	1.00m ³
放流ポンプ槽	汚泥抜取り	1.00m ³

(4) 汲み取り時、役務責任者は立会い、指摘事項等があった場合は監督官に文書において報告するものとする。

(5) 本契約は、緊急の故障の処置も契約の範囲とする。

(6) 本汲み取り作業終了後、本体及び周辺の清掃を確実に実施すること。

役 務 件 名	大井通信所浄化槽汲み取り役務	図面番号	3 / 4
種 別	仕 様 書	縮 尺	—
大 井 通 信 所			

